



諮問庁名：農林水産省

補充理由説明書

諮問庁としては、当初の理由説明書において、平成24年2月27日付け23消安第5670号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の妥当性について説明したところであるが、開示請求のあった行政文書のうち、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委員会」という。）第17回から第19回までの議事録（以下「本件対象文書」という。）については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条の該当性を再度検討した結果、原処分の理由について、下記のとおり説明を補充する。

記

本件対象文書については、当初、冒頭の挨拶部分等を除き不開示と判断したところであるが、再度検討した結果、以下に掲げる部分については、それぞれ以下に掲げる理由により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に該当する情報ではないと判断したことから、開示することとしたい。

- ① 議事進行上の発言及び挨拶等の部分（原処分において公表した部分を除く。）について

当該部分に記載されている内容については、第5条第6号に掲げる情報に該当すると判断したところであるが、この部分は、議事進行又は挨拶等に係るものに過ぎず、これを公にしても、各委員が自己の発言した内容により論難され、責任を問われるおそれはなく、また、これにより、率直かつ活発な意見交換ができなくなるなど、今後の小委員会の審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

〔 小委員会第17回から第19回までの議事録中「議事進行上の発言及び挨拶等の部分」が該当 〕

- ② 自己紹介部分について

当該部分に記載されている内容については、第5条第6号に掲げる情報に該当すると判断したところであるが、この部分は、出席者の自己紹介に係るものに過ぎず、これを公にしても、各委員が自己の発言した内容により論難され、責任を問われるおそれはなく、また、これにより、率直かつ活発な意見交換ができなくなるなど、今後の小委員会の審議の適正な遂行に支障を及

ほすおそれがあるとは認められない。

〔 小委員会第17回から第19回までの議事録中「自己紹介部分」が該当 〕

③ 資料の特定等の説明部分について

当該部分に記載されている内容については、第5条第6号に掲げる情報に該当すると判断したところであるが、この部分は、説明者がこれからどの資料について説明を行うのか、当該資料には概略どのような内容が記載されているのかを言及するものに過ぎず、これを公にしても、各委員が自己の発言した内容により論難され、責任を問われるおそれはなく、また、これにより、率直かつ活発な意見交換ができなくなるなど、今後の小委員会の審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

〔 小委員会第17回から第19回までの議事録中「資料の特定等の説明部分」が該当 〕

④ 配布された資料等の内容等の説明部分について

当該部分に記載されている内容については、第5条第5号に掲げる情報又は同条第6号に掲げる情報に該当すると判断したところであるが、これらの部分は、そのほとんどが、既に公表されている内容と同一又は同旨であるため、これを公にしても、

ア 各委員が自己の発言した内容により論難され、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるおそれはなく、今後、小委員会における同種の審議の際に、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められない。

イ 各委員が自己の発言した内容により論難され、責任を問われるおそれはなく、また、これにより、率直かつ活発な意見交換ができなくなるなど、今後の小委員会の審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

〔 以下の部分が該当
＜小委員会第17回の議事録中＞
・ 小委員会の委員長の互選の実施についての説明部分
・ 飼養衛生管理基準の改正案の内容についての説明部分
・ 改正家畜伝染病予防法第13条の2第1項の規定による届出の対象となる症状の内容についての説明部分
・ 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「口蹄疫指針」とい

〕

う。)の変更案の内容についての説明部分

- ・ 防疫作業マニュアル案の内容についての説明部分
- ・ 牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針、牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針及びアフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針(以下「牛疫指針等」という。)の変更案の内容についての説明部分
- ・ 改正家畜伝染病予防法における病原体の所持規制に関する検討状況についての説明部分
- ・ サンマリノ共和国の口蹄疫等清浄国認定についての報告部分

<小委員会第18回の議事録中>

- ・ 飼養衛生管理基準案の改正案の内容についての説明部分
- ・ 改正家畜伝染病予防法第13条の2第1項の規定による届出の対象となる症状の内容についての説明部分
- ・ 口蹄疫指針の変更案の内容についての説明部分
- ・ 牛疫指針等の変更案の内容についての説明部分

<小委員会第19回の議事録中>

- ・ 小委員会の委員長の互選の実施についての説明部分
- ・ 飼養衛生管理基準案の改正案の内容についての説明部分
- ・ 改正家畜伝染病予防法第13条の2第1項の規定による届出の対象となる症状の内容についての説明部分
- ・ 口蹄疫指針の変更案の内容についての説明部分
- ・ FAO総会等での議論の状況についての報告部分
- ・ 牛疫指針等の変更案の内容についての説明部分

⑤ 審議概要の説明部分について

上記部分に記載されている内容については、第5条第6号に掲げる情報に該当すると判断したところであるが、この部分は、そのほとんどが、既に公表されている概要と同一又は同旨であるため、これを公にしても、各委員が自己の発言した内容により論難され、責任を問われるおそれはなく、また、これにより、率直かつ活発な意見交換ができなくなるなど、今後の小委員会の審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

〔 小委員会第17回から第19回までの議事録中「審議概要についての説明部分」が該当 〕

なお、新たに開示することとしたい部分をまとめると、以下のとおりとなる。

1 小委員会第17回の議事録

- (1) 議事進行上の発言及び挨拶等の部分
- (2) 自己紹介部分
- (3) 資料の特定等の説明部分
- (4) 小委員会の委員長の互選の実施についての説明部分
- (5) 飼養衛生管理基準の改正案の内容についての説明部分
- (6) 改正家畜伝染病予防法第13条の2第1項の規定による届出の対象となる症状の内容についての説明部分
- (7) 口蹄疫指針の変更案の内容についての説明部分
- (8) 防疫作業マニュアル案の内容についての説明部分
- (9) 牛疫指針等の変更案の内容についての説明部分
- (10) 改正家畜伝染病予防法における病原体の所持規制に関する検討状況についての説明部分
- (11) サンマリノ共和国の口蹄疫等清浄国認定についての報告部分
- (12) 審議概要についての説明部分

2 小委員会第18回の議事録

- (1) 議事進行上の発言及び挨拶等の部分
- (2) 自己紹介部分
- (3) 資料の特定等の説明部分
- (4) 飼養衛生管理基準案の改正案の内容についての説明部分
- (5) 改正家畜伝染病予防法第13条の2第1項の規定による届出の対象となる症状の内容についての説明部分
- (6) 口蹄疫指針の変更案の内容についての説明部分
- (7) 牛疫指針等の変更案の内容についての説明部分
- (8) 審議概要についての説明部分

3 小委員会第19回の議事録

- (1) 議事進行上の発言及び挨拶等の部分
- (2) 自己紹介部分
- (3) 資料の特定等の説明部分
- (4) 小委員会の委員長の互選の実施についての説明部分
- (5) 飼養衛生管理基準案の改正案の内容についての説明部分
- (6) 改正家畜伝染病予防法第13条の2第1項の規定による届出の対象とな

- る症状の内容についての説明部分
- (7) 口蹄疫指針の変更案の内容についての説明部分
 - (8) F A O総会等での議論の状況についての報告部分
 - (9) 牛疫指針等の変更案の内容についての説明部分
 - (10) 審議概要についての説明部分

－以上－